

事 務 連 絡
平成30年6月22日

入 国 者 収 容 所 首 席 入 国 警 備 官 殿
地 方 入 国 管 理 局 首 席 入 国 警 備 官 殿
地 方 入 国 管 理 局 支 局 首 席 入 国 警 備 官 殿

法務省入国管理局警備課法務専門官 徳 井 一 之

被収容者の外部病院連行における戒具の使用について

標記については、被収容者処遇規則、違反調査及び令書執行規程、戒具の使用要領及び平成22年3月26日付け法務省管警第46号「送還忌避者に対する安全・確実な護送・送還業務の実施について（通知）」に基づいて適切かつ合目的に使用いただいていると承知しているところ、これら規定では、護送時における戒具は「被護送者が逃走、暴行又は自損等護送任務の遂行に支障を来すおそれがあると認められるとき」において使用が認められているところです。特に、被収容者の外部病院連行の際においては、当該被護送者の収容施設での操行、主訴やその程度などを勘案して戒具使用の要否を判断しているものと思いますが、外部病院における診察及びこれに付随する検査等（以下、「診察等」という。）に際しては、①受診する病院・医院、当該関係者、医師、看護師など（以下、「病院関係者」という。）から、診察等の実施時に戒具を解除しないことを求められたとき、又は、②護送責任者においてその被護送者が戒具の使用要領第2節の1の行為に及ぶことが強く懸念され、かつ、病院関係者が戒具を解除しないまま診察等を受けさせることを明示的に拒否していないときを除き、診察等の実施時には基本的に戒具を解除した状態で受けさせる取扱いとするよう願います。

なお、第一種捕じょう又は第二種捕じょうを第一種手錠と連結して連行している場合において、各種検査に差し支えがなく診察等が短時間で終わることが見込まれるなどで、手錠のみを解除することで病院関係者の了承が得られているときは、このような取扱いを妨げるものではありませんので申し添えます。